

レンタカー事業の許可を得るには、営業所と車庫の確保、車両要件、任意保険の加入、人員配置、欠格事由に該当しないことが主な審査基準です。申請は事業所を管轄する運輸支局に行い、審査には約1ヶ月かかります。

許可の主な要件

1. 施設要件

営業所: 事業の拠点となる営業所が必要です。自宅兼事務所やプレハブでも認められる場合がありますが、使用権原が必要です。

車庫: 貸し出す車両全てを収容できる広さが必要です。原則として営業所から2km以内に設置します。

2. 車両要件

対象車両: 自家用自動車、自家用マイクロバス（乗車定員29人以下、全長7m未満）、自家用トラック、特殊用途自動車（0ナンバー車・4ナンバー車）、二輪車が対象です。

禁止車両: 貸渡しが禁止されている車両もあります。

古物商許可: 中古車を買って取ってレンタカーにする場合は、レンタカー業の許可に加えて古物商の許可も必要になることがあります。

3. 保険要件

任意保険: 十分な補償内容の任意保険への加入が義務付けられています。

対人保険: 1人あたり8,000万円以上

対物保険: 1件あたり200万円以上

搭乗者保険: 1人あたり500万円以上

4. 人員要件

整備管理者: レンタカーが10台以上の場合、整備管理者の選任が必須です。10台未満でも、資格のない整備管理者の配置は必要です。

整備管理者になるには、3級以上の整備士資格、または整備工場での2年以上の実務経験と整備管理者研修の修了が必要です。

責任者: 事務所に責任者を選任する必要があります。取締役や整備管理者が兼任することも可能です。

5. 欠格事由

申請者や法人の役員が、過去に懲役・禁錮刑を受けてから2年を経過していない場合や、運送事業の許可取り消しを受けてから2年を経過していない場合などは許可が下りません。

申請手続きと期間

申請先: 主たる事務所を管轄する運輸支局の輸送部門に申請します。

審査期間: 申請書の提出から許可が下りるまで、約1ヶ月が目安です。

登録免許税: 許可後、登録免許税として9万円を納付します。

- お問い合わせは -

〒907-0022 沖縄県石垣市字大川572番地 きいやまハイツ1階東
オフィス石垣行政書士事務所

T E L : 0980-82-3317 F A X : 0980-87-7580

Mail : office@yaeyamaocean.com